

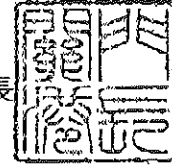


七門航第64号

平成25年7月30日

関係各位

関門港長



機雷の移設作業及び機雷の水中爆破処理作業に伴う、航泊禁止区域の指定について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から関門港における船舶交通の安全確保に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年6月29日（土）に関門港下関区前田沖において発見された機雷については、平成25年8月12日（月）に海上自衛隊下関基地隊により、現在位置から関門港長府区（中ノ州）へ移設され、翌13日（火）に水中爆破処理が行われることになりました。

門司海上保安部では、機雷の移動作業及び水中爆破処理作業の安全確保並びに一般船舶の航行安全の確保を図るため、港則法に基づく港長公示により、別紙のとおり航泊禁止の区域を指定いたしましたので、貴傘下関係者へ公示内容の周知、指導のほどよろしく申し上げます。

謹言

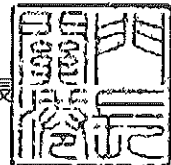
港長公示第10号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから、同条第2項の規定により、公示する。

また、平成25年6月29日港長公示第3号における航泊の禁止は、平成25年8月12日(月)午後2時からこれを解除する。

平成25年7月30日

関門港長



機雷移設作業に伴う航泊禁止について

平成25年6月29日(土)、関門港下関区前田沖において発見された機雷を、関門港長府区へ移設する作業が、平成25年8月12日(月)実施されることから、下記のとおり、区域を指定し船舶の航泊を禁止する。

ただし、港長が認めた船舶及び既に着岸中の船舶の停泊を除く。

記

1、期間

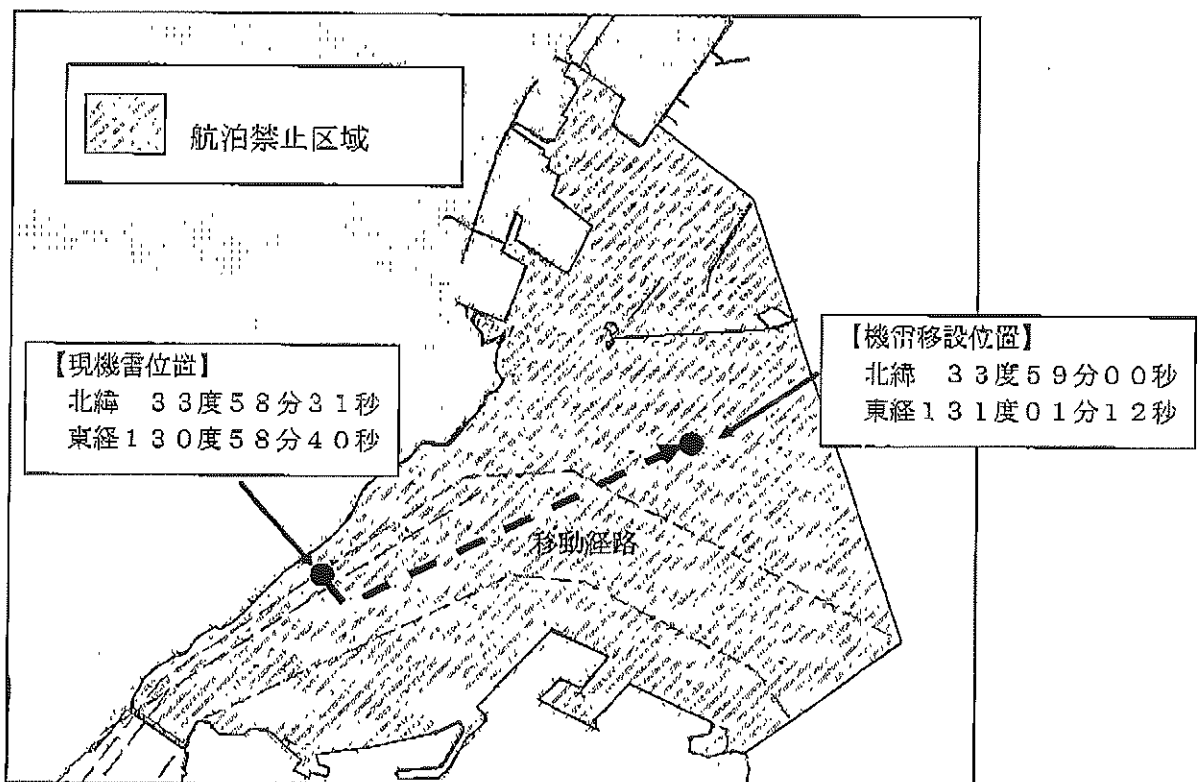
平成25年8月12日(月)午後2時から機雷の移設作業終了までの間  
(予備日 平成25年8月14日(水)午後4時25分から機雷の移設作業終了までの間)

2、区域(下図参照)

関門橋西側以東の関門港内(新門司区を除く)

3、その他

- (1) 現場海域において警戒している巡視艇の指示に従うこと。
- (2) 機雷の移動作業が延期される場合は別途公示する。



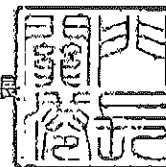
## 港長公示第11号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから、同条第2項の規定により、公示する。

また、平成25年7月30日港長公示第10号における航泊の禁止は、平成25年8月12日（月）機雷の移設終了時からこれを解除する。

平成25年7月30日

関門港長



### 機雷移設完了に伴う航泊禁止について

平成25年6月29日（土）、関門港下関区前田沖において発見された機雷は、平成25年8月12日（月）、関門港長府区に移設されることから、下記のとおり区域を指定し船舶の航泊を禁止する。

ただし、港長が認めた船舶を除く。

#### 記

##### 1 期間

平成25年8月12日（月）機雷の移設作業終了時から平成25年8月13日午前9時5分までの間

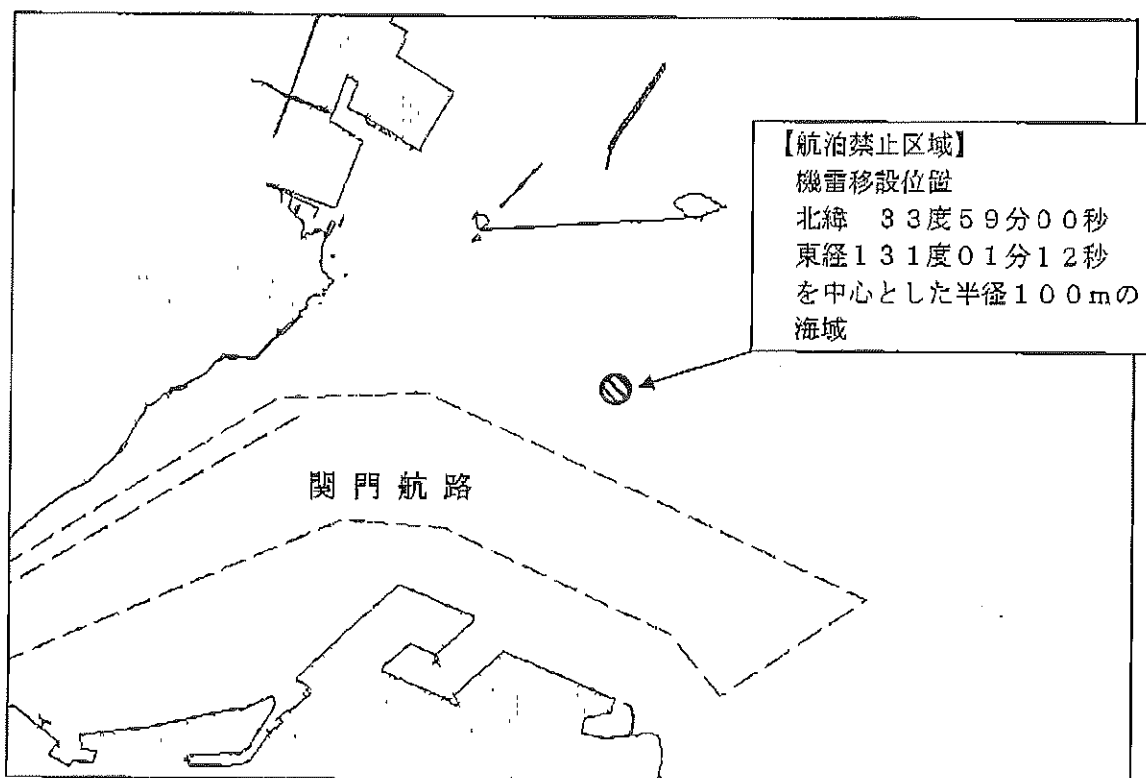
ただし、機雷の移設作業が8月14日（水）に延期された場合は、同14日（水）機雷の移設作業終了時から平成25年8月15日（木）午前11時20分までの間

##### 2、区域（下図参照）

機雷移設位置（北緯33度59分00秒、東経131度01分12秒）を中心とした半径100メートル以内の海域

##### 3、その他

機雷移設位置には、簡易灯浮標（黄色：4秒1閃光）が設置されている。



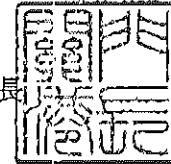
## 港長公示第12号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから、同条第2項の規定により、公示する。

また、平成25年7月30日港長公示第11号における航泊の禁止は、平成25年8月13日（火）午前9時5分からこれを解除する。

平成25年7月30日

関門港長



### 機雷の水中爆破処理に伴う関門港長府区における航泊禁止について

関門港下関区前田沖において発見された機雷は、関門港長府区に移設された後、平成25年8月13日（火）、水中爆破処理作業が実施されることから、下記のとおり、区域を指定し船舶の航泊を禁止する。

ただし、港長が認めた船舶を除く。

#### 記

##### 1、期間

平成25年8月13日（火）午前9時5分から機雷の水中爆破処理作業終了までの間

ただし、機雷移設作業が8月14日（水）に延期された場合は、平成25年8月15日（木）午前11時20分から機雷の水中爆破処理作業終了までの間

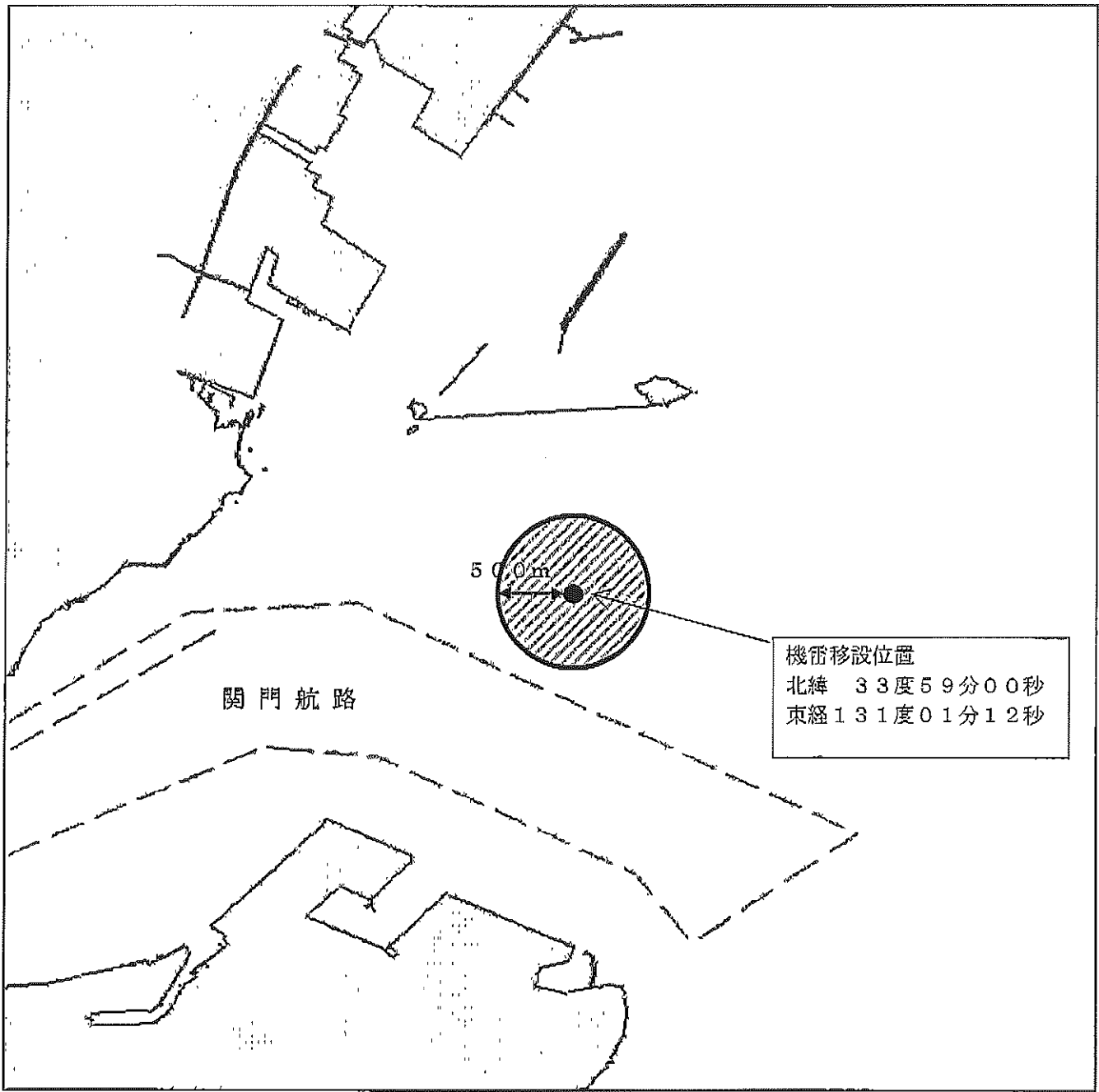
##### 2、区域（別紙参照）

機雷の移設位置（北緯33度59分00秒 東経131度01分12秒）を中心とした半径500mの海域

##### 3、その他

- (1) 船舶は、現場付近において警戒している巡視艇の指示に従うこと。
- (2) 機雷の水中爆破処理作業が延期された場合は別途公示する。

別紙



 航泊禁止区域